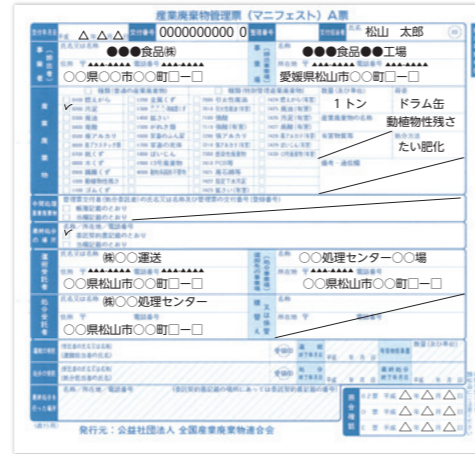


# 処理の流れ

## ⑤ マニフェストの管理

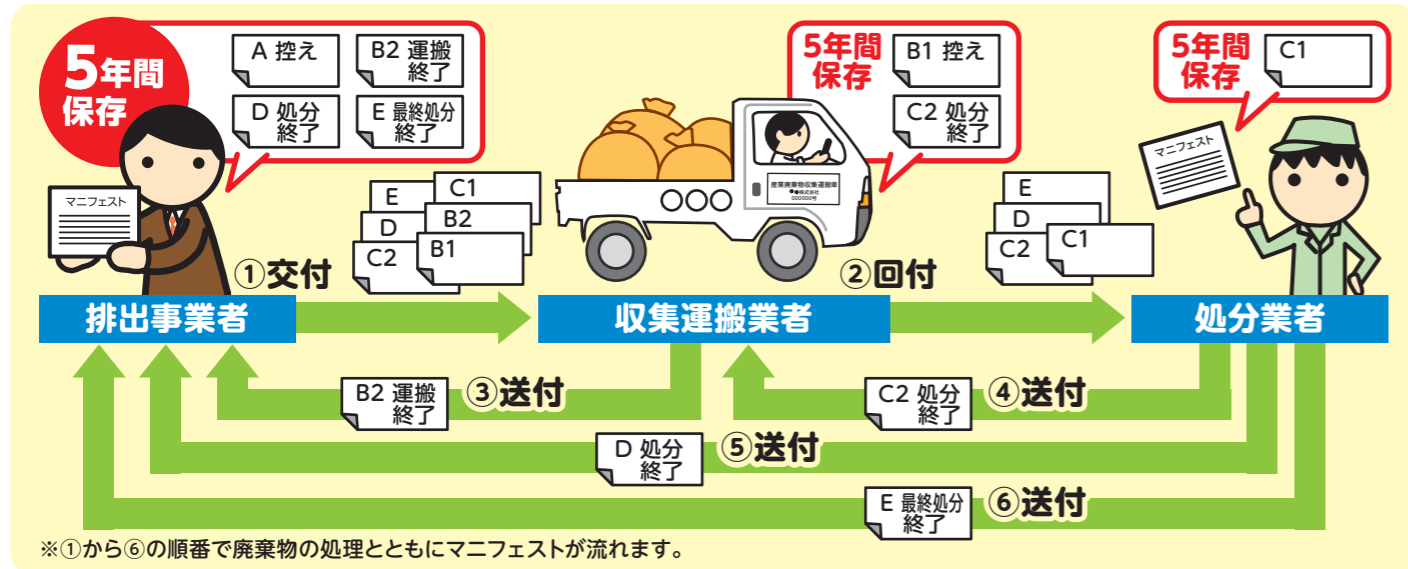
### マニフェスト(産業廃棄物管理票)とは?

マニフェストは、排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物が契約書通りに引き渡され、適正に処理されているか確認するためのものです。複写式の紙伝票を利用する紙マニフェスト(右図)と情報処理センターにパソコン等を使って情報登録する電子マニフェストがあります。マニフェストの未交付、虚偽記載等には、1年以下の懲役刑、または100万円以下の罰金刑が設けられています。



### 紙マニフェストの流れ

処理業者から送付されるマニフェストの写しで、処分が完了したことを確認します。



### 紙マニフェストの交付

排出事業者は産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託した場合に、委託した産業廃棄物の受け渡しと同時にマニフェストを交付します。

- ✓ 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付します。
- ✓ 運搬車ごとにマニフェストを交付します。  
※複数の車が同時に同じ運搬先に運ぶ場合は、一回の引渡しとして交付してもかまいません。
- ✓ 廃棄物の種類・数量、交付者氏名や、受託者氏名、最終処分先の記入内容を確認してから交付します。



### 紙マニフェストの保存

排出事業者は運搬受託者、処分受託者から送付された以下のマニフェストの写しを、送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

1. 交付したマニフェストの控え(A票)
2. 運搬終了後、10日以内に収集運搬業者から送付される写し(B2票)  
※積替え保管を行った場合はB4、B6票
3. 中間処理終了後、10日以内に中間処理業者から送付される写し(D票)
4. 最終処分が終了した報告を中間処理業者が受け取った後、10日以内に中間処理業者から送付される写し(E票)



## 電子マニフェスト

### 電子マニフェストとは?

パソコンやスマートフォンなどを使い、マニフェストの情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。※三者が電子マニフェストに加入する必要があります。

### 電子マニフェスト導入のメリット

- 事務の効率化
    - ・パソコンや、スマートフォンで入力可能
    - ・処理状況の確認が容易
    - ・毎年の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要
    - ・紙伝票の保管が不要(システムの記録を5年間確認可能)
  - 法令の遵守
    - ・法定記載事項の記載(入力)漏れがない
    - ・確認期限の通知が来るので確認漏れが防止できる
  - データの透明性
    - ・排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が常に閲覧・監視
    - ・第三者である情報処理センターがマニフェスト情報を管理・保存
- ぜひ、積極的な加入をお願いします。**

### 電子マニフェスト使用義務について

前々年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上(PCB廃棄物を除く)の事業場を設置している事業者は電子マニフェストの使用義務があります。使用義務対象者が、紙マニフェストを交付した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

お問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター  
HP [https://www.jwnet.or.jp/index.html]



## ⑥ 市への報告

### 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

松山市内の事業場でマニフェストを交付した事業者は、前年度の交付等の状況を毎年6月30日までに松山市長へ提出しなければなりません。※電子マニフェスト登録分は報告不要です。

### (特別管理)産業廃棄物処理計画書等

松山市内の事業場で多量の産業廃棄物を生じた事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は計画書等を毎年6月30日までに松山市長へ提出しなければなりません。※計画書等の内容はホームページで公表されます。

(特別管理)産業廃棄物処理計画書

対象者 前年度の松山市内での産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の発生量が1,000トン以上または、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業所を設置する事業者

(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書

対象者 前年度、産業廃棄物処理計画書または特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者

### 事業系一般廃棄物減量等計画書

対象事業場の管理者は、一般廃棄物の減量計画書を毎年6月30日までに松山市長へ提出しなければなりません。

対象者 ・事業用延床面積が3,000㎡以上(学校の場合は8,000㎡以上)の特定建築物  
・事業用延床面積が1,000㎡以上の事業所  
・店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗

提出先 廃棄物対策課 松山市HPで検索 [https://www.city.matsuyama.ehime.jp/] 事業所 年度報告書 検索

